環境県民局 № 0.2

## 「広島県立県民の森」の利用休止について

令和2年8月19日
 自然環境課

(単位:人)

(単位・千円)

## 1 要旨

「広島県立県民の森」の指定管理者である株式会社比婆の森から,7月31日に,裁判所に対し自己破産手続き開始申立を行い,指定管理者を辞退したい旨の申し出があった。

このため、7月31日付で辞退書を受理し、指定の取消しを行うとともに、当面の間、「広島県立県民の森」の施設利用を休止とした。

## 2 休止時期

令和2年8月1日(土)から当面の間 (※登山利用や屋外トイレについては、引続き使用可能である)

## 3 施設の概要

(1) 指定管理期間

平成28年度~令和2年度(5年間)

## (2) 施設・設備

公園センター
(宿泊:23室102人, レストラン等)
全天候多目的施設
(体育館)
キャンプ場
(4箇所,131 サイト)
スキー場
(リフト2基, ロープ塔1基)
広場,園地,歩道,駐車場等

## (3) 利用状況

区分	H28	H29	H30	R1
利用者数	112, 919	122, 293	111, 349	111,876
うち宿泊	6, 654	6, 711	5, 904	5, 286
うちキャンプ場	6, 091	6, 567	4, 226	4,821
うちスキー場	9, 083	11, 053	9,636	900

#### (4) 指定管理の収支状況

`	1) 11/2 11.				(—
	区分	H28	H29	H30	R1
	収入	187, 738	197, 206	179, 883	123, 897
	支出	184, 972	193, 972	178, 120	164, 753
	収支	2, 766	3, 234	1, 763	△40, 856

## 4 対応状況等

- 指定管理者又は破産管財人から予約者に対し、個別にお詫びと予約の取消しの連絡を 行った。
- 庄原市と連携して、施設休止等についてHP等による情報提供を行った。
- 休止直後の8月1日(土),2日(日)に,現地に職員を派遣し来場者の対応を行った。 利用者の多くが登山者で,特に目立った混乱はなかった。

(来場者 8/1:約80人, 8/2:約100人)

○ 早期の施設の再開に向けて、庄原市と連携して、早急に対応を検討する。併せて、今 回の事案の検証等も行う。

## 5 参考

# (1) 株式会社比婆の森の概要

ア 設 立 平成16年4月28日

イ 事業内容 県民の森の指定管理業務, 庄原市学校給食共同調理場調理業務等

ウ 資 本 金 30,000 千円

エ 出資状況 庄原市〔出資金: 9,000千円 (30%)〕,

その他〔出資金:21,000千円(70%)〕

オ そ の 他 平成17年4月1日から継続して県民の森の指定管理者に指定される。

# (2) 管理運営の制度概要

	区分	概 要	管理者	実施手続き
1	指定管理委託【現行制度】	<ul><li>・公の施設の管理運営を包括的に 委託</li></ul>	法人等	公募(非公募)→ 選定 → 指定議決 → 協定締結
2	事務の委託	<ul><li>・公の施設の管理運営の全部又は 一部を市町へ委託</li></ul>	市町	規約議決(県議会・市町議会) → 条例改正(県議会・市町議会) → 覚書締結(県・市町)
3	県 直 営 (業務委託)	<ul><li>・公の施設の利用許可は県が実施</li><li>・設備保守,清掃等の業務を個別に委託</li></ul>	県	入札等 → 契約締結

<sup>※</sup>指定管理者制度の導入に伴い、従前の管理委託は地方自治法の一部改正により制度が廃止された。